

設計条件

この課題は、中規模都市の市街地で、付近に観光施設が点在する敷地において、宿泊機能のある「ものづくり」体験施設を計画するものである。

本施設は、宿泊機能を持った、陶芸を主体とした地域産業の振興施設である。施設の一般利用者には、一般工芸の体験や陶芸への親しみを持つための体験施設があり、他に産業基盤としての陶芸の研究や研修を行なう施設が併設されている。

計画に当たっては、特に次のことが求められている。

敷地周辺の環境に配慮した建築物を計画するとともに、快適な居住空間を確保した計画とする。

ものづくり施設部門と宿泊施設部門を、適切にゾーニングした計画とするとともに、各部門の動線に配慮した計画とする。

1. 敷地及び周辺条件

(1) 敷地の形状、接道条件、周辺状況等は、下図のとおりである。

北側 道路(幅員 13m)を挟んで、神社があり、緑豊かで景観は良好である。

東側 公共の駐車・駐輪施設がある。

南側 道路(幅員 15m)を挟んで、緑化公園がある。

西側 道路(幅員 12m・通学路)を挟んで、小学校がある。

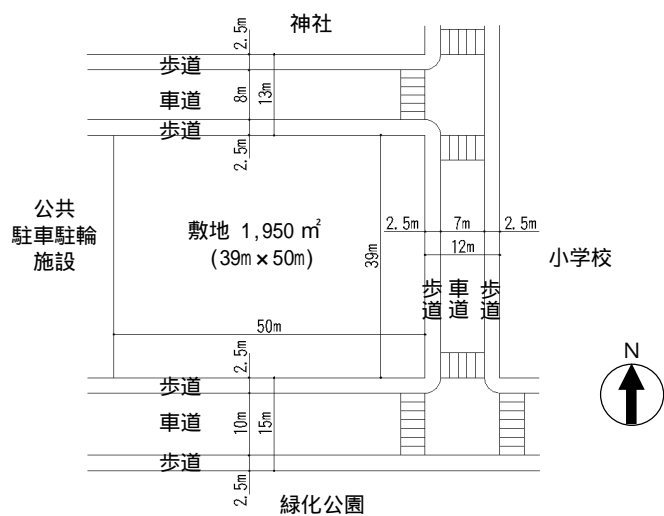
(2) 敷地は、平たんで、道路及び隣地との高低差はないものとする。また、自転車歩行者道の切り開きは、1箇所当たり6mまでできるものとする。

(3) 敷地は、第二種住居地域及び、防火地域に指定されている。また、建ぺい率の限度は80%(特定行政庁が指定した角地における加算を含む。)、容積率の限度は300%である。なお、日影についての特別の配慮はしなくてよい。

(4) 電気、ガス及び上下水道は、完備している。

(5) 地盤は良好である。

(6) 気候は温暖で、積雪についての特別の配慮はしなくてよい。



2. 建築物

(1) ラーメン構造による鉄筋コンクリート造、地下1階、地上4階建とする。

(2) 地階を除く床面積の合計は、2,900㎡以上、3,500㎡以下とする。この課題の床面積の算定においては、ピロティ、塔屋、バルコニー、屋外階段、屋外テラス等は、床面積に算入しないものとする。

(3) 日常的に利用する階段及びスロープについては、次のとおりとする。

階段 幅は、内法を 1.4m 以上、けあげの寸法は、16cm 以下、踏面の寸法は、30cm 以上とする。

スロープ 幅は、内法を 1.5m 以上とし、勾配は、1/12 以下とする。

(4) 設備については、次のとおりとする。

空気調和設備を設ける。

冷暖房、給湯の熱源は電力とする。

エレベーターは、次のとおり設ける。

イ. 宿泊施設部門と「ものづくり」体験施設部門に来館者用として、それぞれ乗用 1 基(機械室レス・13 人乗、かごの床面積は 2.09 ㎡以上)計 2 基を設ける。

イ. 管理施設部門に管理用として乗用 1 基(機械室レス・13 人乗)を設ける。

3. その他の施設

(1) 駐車場は、地上に平面駐車とし、次のとおり計画する。

施設利用者用の身障者用駐車場 2 台分(1 台当り 3.5m x 5m 程度)と、サービス用(管理部門用)の駐車スペースを 2 台分を適宜配置する。一般来館者用及び職員用の駐車場については、隣接の公共駐車・駐輪施設を利用するものとし、考慮しなくてよい。

(2) 施設全体の従業員用駐輪場 20 台以上(1 台当り 0.5m x 2m 程度)を設ける。

(3) 施設全体のごみ置場を 1ヶ所設ける。

(4) 敷地内の通路に設けるスロープは、次のとおりとする。

幅は、内法を 1.5m 以上とする。

勾配は、1/12 以下とする。

(5) 建築物の屋上は、積極的に緑化を図るものとする。

(6) (1) ~ (5) の「その他の施設」は、床面積に算入しないものとする。

4. 所要室

下表の室は、すべて計画する。

部門	室名	床面積	特記事項
宿泊施設部門	・ 宿泊室は 3、4 階に設ける。 ・ 3、4 階の内部平面計画は同一とする。(直下階の庇・屋根等については 3、4 階で異なっていて良い。)		
	ツインルーム (全 8 室)	計約 270 ㎡	・ PS の面積を含む。 ・ ユニットバスは、浴槽・洗面・トイレを含む。
	和室 (全 8 室)	計約 330 ㎡	・ PS の面積を含む。 ・ 洗面所を計画する。 ・ ユニットバスは、浴槽・トイレを含む。 ・ 左記の床面積とは別にバルコニーを計画する。
	身障者用ツインルーム (全 2 室)	計約 100 ㎡	・ 車椅子の利用者が宿泊出来るよう適宜計画する。 ・ PS の面積を含む。
	自販機コーナー	適宜	・ 自販機と製氷機を適宜設ける。
倉庫	適宜		
ものづくり体験施設部門	工芸体験室 1 (1 階)	約 90 ㎡	・ 主に陶器製作に関連する体験室。 ・ 陶器の置きのための棚を設ける。 ・ 開館時間帯は常時、体験を受付ける。
	工芸体験室 2 (2 階)	約 50 ㎡	・ 5~7 人単位での小規模な工芸教室。 ・ 近隣住民の趣味工芸等に使用。
	材料倉庫	約 25 ㎡	・ 工芸体験室用の材料・梱包用資材の置場。
	窯室	約 25 ㎡	・ 主に工芸体験室で作成された陶器を焼く。 ・ 電気式の窯が置かれる。(計画しなくてよい)
	梱包作業室	約 30 ㎡	・ 焼きあがった陶器を小包用に梱包する作業室。
	レストラン	約 135 ㎡	・ 左記の床面積の他に 30 ㎡以上の外気に開放されたウッドデッキを設ける。 ・ 外部からの利用者のための専用出入口をウッドデッキを利用し設ける。 ・ 時間帯により、宿泊利用者専用となる。
	ものづくり文化資料室	約 135 ㎡	・ ものづくりに関連する書籍が置かれる。
	陶芸研究室	約 30 ㎡	・ 地域団体から派遣された者が使用する。
	陶芸研修室	約 120 ㎡	・ 資料研修コーナー約 50 ㎡と、陶芸作業室約 70 ㎡からなる。 ・ 陶芸者の技術の向上を目的とするための施設。
	備品庫	約 50 ㎡	・ 管理用エレベーターの床面積を含む。 ・ 日本各地の粘土サンプルや釉薬の見本を置く。 ・ 陶芸研究室に隣接し、自然採光を必要とす。
	エントランスホール	適宜	・ 宿泊施設部門と兼用する。 ・ 25 ㎡以上の吹抜けを設ける。 ・ 休憩コーナーを適宜設ける。
便所・倉庫	適宜		
管理施設部門	宿泊用受付・事務室	適宜	・ 1 階に設ける。
	ものづくり用受付・事務室	約 40 ㎡	・ 湯沸し室・男女兼用の便所・トイレを含む。 ・ 主たる管理動線から独立させても良い。 ・ 1 階に設ける。
	厨房	約 60 ㎡	・ 宿泊施設とレストランをまかなう。
	厨房事務室	適宜	
	食品庫	適宜	・ 厨房に隣接する。
	ロッカー室	適宜	
その他	リネン室	適宜	
	便所・倉庫	適宜	
	風除室	適宜	・ 1 階エントランスホールに設ける。
EV ホール	適宜		
ロビー			
電気・機械室	約 200 ㎡	・ 地下 1 階に設け、ドライエリアを付設する。	

(注 1) 上記の床面積の合計(地階を除く。)は、1490 ㎡となる。

要求図面等

設計製図答案用紙の定められた枠内(寸法線は枠外でもよい。)に、黒鉛筆を用いて記入する。

下表により所定の図面を作成し(フリーハンドでもよい)、必要な事項を記入する。

図面及び縮尺	特記事項
(1) 1 階平面図兼配置図 1/200	建築物の主要寸法(柱割り及び床面積の計算に必要な程度)を記入する。 室名を記入する。 ダクトスペース、パイプシャフトの位置を図示し、それぞれ DS、PS と記入する 1 階平面図兼配置図には、次のものを図示する。
(2) 2 階平面図 1/200	イ. 断面図の切断位置 ロ. 建築物の主要部分の出入口 ハ. 地階部分の位置(点線で図示する。)
(3) 3 階平面図 1/200 (4 階平面を兼ねる)	ニ. ドライエリアの位置 ホ. 駐車場(台数及び出入口を明示する。) ヘ. 駐輪場(台数を明示する。) ト. ごみ置場 チ. 通路・植栽等 ツインルーム、和室、身障者用ツインルームの各 1 室の室内プランと面積を記入する。 工芸体験室 1・2、レストラン、ものづくり文化資料室、陶芸研究室、陶芸研修室、備品庫、厨房の床面積を記入する。 直下階の屋根、ひさし等を図示する。
(3) 断面図 1/200	切断位置は、エントランスホールを含むものとし、建築物の立体構成(1~4 階)及び屋根形状がわかる断面とする。なお、地下 1 階は記入しなくてよい。 塔屋を除く建築物の高さ、階高、天井高、1 階床高、主要な室名を記入する。 はり及びスラブの断面を図示する。

2. 面積表

1~4 階の床面積及びその合計を記入する。なお、各階の床面積については、その算定式も記入する。